

社会福祉法人 祥和会
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 祥和会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、当法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 公共交通機関を使用し、その交通費が旅費の額を超える場合にはその実費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長は、理事会、評議員会及び運営協議会を含めた法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という）の運営のための業務にあたる。その報酬及び旅費を別表2により支払うことができる。

2 理事が、理事会、評議員会及び運営協議会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の求めを受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

4 公共交通機関を使用し、その交通費が旅費の額を超える場合にはその実費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 公共交通機関を使用し、その交通費が旅費の額を超える場合にはその実費を支払うことができる。

(運営協議会委員の報酬)

第 6 条 役員及び運営協議会委員が運営協議会に出席したときは、別表 3 により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 公共交通機関を使用し、その交通費が旅費の額を超える場合にはその実費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第 7 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 4 により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 公共交通機関を使用し、その交通費が旅費の額を超える場合にはその実費を支払うことができる。

(顧問の報酬)

第 8 条 顧問が、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表 5 により報酬及び旅費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 9 条 役員、評議員、運営協議会委員及び顧問が、法人業務のために出張する場合は、別表 6 により日当、旅費及び宿泊費を支給することができる。

(適用除外)

第 10 条 当法人の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

(改正)

第 11 条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

付則

1 旧規程は平成 29 年 6 月 23 日をもって廃止し、平成 29 年 6 月 24 日より新規程を施行する。

2 平成 31 年 3 月 19 日 一部改正

この規程の施行日を平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 24 日訂正し、旧規程の廃止日は平成 29 年 6 月 23 日に変更する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	旅 費
理事会出席報酬等	5,000 円	1km あたり 20 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	1km あたり 20 円

旅費の端数は切り捨てとする

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名 称	報 酬	旅 費
理事長業務報酬等 (月額)	110,000 円	報酬に含まれる
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円	1km あたり 20 円
監事監査指導報酬	5,000 円	1km あたり 20 円

旅費の端数は切り捨てとする

別表 3 (第 6 条関係)

名 称	報 酬	旅 費
運営協議会出席報酬等	5,000 円	1km あたり 20 円

旅費の端数は切り捨てとする

別表 4 (第 7 条関係)

名 称	報 酬	旅 費
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000 円	1km あたり 20 円

旅費の端数は切り捨てとする

別表 5 (第 8 条関係)

名 称	報 酬	旅 費
顧問報酬 (月額)	30,000 円	報酬に含まれる

別表 6 (第 9 条関係)

名 称	日 当	旅 費	宿泊費
日当、旅費及び宿泊費	3,000 円	旅費規程に準ずる	旅費規程に準ずる